

令和 2 年 2 月 2 5 日

法務省民事局民事第二課

## 不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要に関する意見募集

法務省民事局では、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）、鉱害賠償登録規則（昭和 30 年法務省令第 47 号）、企業担保登記規則（昭和 33 年法務省令第 38 号）、船舶登記規則（平成 17 年法務省令第 27 号）、農業用動産抵当登記規則（平成 17 年法務省令第 29 号）及び夫婦財産契約登記規則（平成 17 年法務省令第 35 号）の一部を改正することを予定しています。

ついては、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領により意見の募集をいたします。

### <意見募集要領>

#### 1 意見募集対象

不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要

#### 2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口 e-Gov（<http://www.e-gov.go.jp/>）において掲載

#### 3 意見の提出方法

##### (1) インターネットによる提出

電子政府の総合窓口 e-Gov の意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件へのご意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上、ご提出ください。

##### (2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上、以下の宛先にお送りください。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

法務省民事局民事第二課

パブリックコメント担当 宛

(3) F A X

意見提出用紙に氏名，連絡先及び本件へのご意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上，以下のF A X番号にお送りください。

F A X 番号：03-3592-7913

4 意見募集期間

令和2年2月25日（火）～令和2年3月26日（木）（必着）

5 その他

いただいたご意見につきましては，本件の最終的な決定における参考とさせていただきます。なお，いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので，あらかじめご了承ください。

いただいたご意見につきましては，氏名（企業・団体においては，名称）及びご意見の内容を公開する可能性があることをあらかじめご了承ください。

電話での意見提出はお受けしかねます。

ご意見は，日本語で提出するようお願いいたします。